

# 「協同労働」への挑戦

## 労働者協同組合の原則に対するコメント

岡安喜三郎(日本労協連)

### 自己宣言を超えて

新原則検討委員会での検討も煮詰まり、案の成文化に入っている時期は市民会議のパンフレットの原稿準備中でもありました。パンフレットのpp.4-5にある「協同労働の協同組合のめざすもの」は、この新原則案の原案だったものとほぼ同文です。実際の起案者の名誉のために言えば、決して手抜きでもなく、両組織の混同をしたものでもありません。「同文であること」には、今回の新原則制定の意味と目的が端的に示されていると思われる。

新原則案は1992年に採択した現原則の改定の位置にあるけれども、その内容は自らを律する目的を超え、協同と共生の21世紀にふさわしく、広く市民の活動と生活の中に位置づくものになっています。その意味では、新原則案は「自己宣言」であるとともに、広く市民に向けた宣言というのが、今回改定の主旨と言えます。

検討委員にはいわゆる「外部の委員」として学者研究者の方々以外に、全国大学生協連の会長理事と前JA全中農政部長のお二人の協同組合関係者が参加されました。ともに組合構成員(学生、農家など)との関係で積極的に「協同労働の協同組合」法を位置付けて来られたお二人です。ですから私は、この新原則案が労協連およびその会員の中だけではなく、他の協同組合関係者の中でも論議できる内容になってきていると理解しています。実はもっと広く、労働組合や国の政策担当者、自治体関係者、商工業者の方たち、若者から高齢者、女性や障害者の方々の中に話題提供できる案でもあると思われる。



### 新しい働き方を世に問う新原則案

新原則は私たちの「労働者協同組合」を「協同労働の協同組合」として発展させることを宣言しています。同時に働く人たちや市民に、広く「協同労働」への歩みに参加するよう訴えてもいます。その中で、「協同労働の協同組合」法案もそうですが、事業分野の特定をしてはいません。このことが「協同労働

の協同組合」だと思えます。

「協同労働の協同組合」は市民のあらゆる経済活動に対応する協同組合ですから、事前に事業分野の特定をしてその発展可能性を制約する必要はありません。だからこそ、前述した様々な市民・働く人々が経済活動するための協同組合になるのだと思えます。(もちろん、実際の労協経営では時代に沿って分野を絞った事業開発を通じて発展させるのは必須です。)

大胆な言い方をすれば、普通の市民が会社・NPO等を通じて行う事業分野はすべて「協同労働の協同組合」の事業として行うことができるかと理解しておきたいと思えます。ここに「協同労働の協同組合」の特質を浮き彫りにするキーポイントがあります。すなわち、その特質は事業分野にあるのではなく、雇用労働ではない新しい組織的な働き方にあるということです。そしてその働き方が利用者や地域との新しい協同を生み出し、事業・サービスの質を決定付けるという認識がますます社会に広がることでしょう。

事業組織内の人と人とのあり方を的確に突いている企業経営者の言葉として「顧客との関係は、従業員との関係をもって始まる。この哲学が私たちの信念です。従業員の顧客対応の方法は、従業員が経営側からどのように扱われているかを反映します」という1990年代初頭のFedExトップの言葉が私の記憶に残っています。この発展形が雇用関係を止揚させ、協同して労働者である自分たちを経営者である自分たちがどのように扱うかを決める「協同労働」に見出せます。

#### 協同組合経営原則としての新原則

協同組合は事業を行っています。協同組合経営の目的は協同組合そのものの目的と同じものでなければなりません。20世紀末は「協同組合経営は発展する」という神話が崩壊

し、現実の発展を試行錯誤することになりました。その時、協同組合経営発展における実践の拠りどころを協同組合の価値や原則に置いた既存組織はどの位あったでしょうか。

一般的に市民が聞いて心地よい言葉の「理念」を持っていても、「その理念を維持する」ための名目で現実の経営管理手法(マネジメント・スキル)は株式会社のその「借り物のまま」というのが現状を的確に表現していると言えます。協同組合とそこで働く労働者は股裂きに遭っています。それも1950年代の手法からほとんど抜け出していないと言ったら皮相な見方となるでしょうか。

『伝統的な経営手法、経営論とは、「マネジメントは命令や権限、統制に依存するし、重要視されるのは力と権限である。各々の部分や機能は分析可能で、別々の取り扱いが可能。組織は上級の幹部がリードすべきもの。かくして人は組織目的に合うように訓練される、等々」の考え方、およびこれらを根底に置いた一連の業務とそのサイクルを言うことにする。もし、この伝統的な経営観をそのままにして外への社会運動だけで協同組合の価値を高めようと試みても、21世紀の新しい協同をリードすることができないばかりか、民間企業の活動からも大幅に立ち後れることになろう。』(拙稿「協同組合らしい経営を求めて」(「協同の発見2000年4月号」p.12)

この新原則案は、定義・使命(価値)・原則とつなげ、経営活動を念頭に入れた実践的なもので、上記のような事態を「協同労働の協同組合」として脱皮するチャレンジが提起されていると見ることができます。これらは菅野さんの奮闘に拠ったところ大とするものですが、この間、労協活動で大切なものとして「労協新聞」等を通じて発信された現場の声をすべて拾い出し整理することの中から起案されました。その意味では、経営発展の拠りどころとして位置付けるべきものです。し

たがってこの案は、今後1年間事業所の団会議等で、自らと全国の仲間の実践を振り返りながら論議し、充実させていくべき性格を持っています。

「未来からの預かりもの」

同時に、最初に述べたことと関連しますが、協同と共生の21世紀をイメージ豊かに論議する中から原則策定を論議することが重要でしょう。これは2つの思いが重なります。一つは、こうあって欲しいといういわば未来想定から今の行動を整理すること、もう一つは大切にしてきたことを、若い世代・次の世代

に引き渡すことでもあります。

自分たちの事業体を社会の中で維持・存続させようとする限りは、たとえ自分たちが設立した組織であっても「預かりもの」の意識が決定的な重要性を持つと、中小企業経営の経営者の言で聞いたことがあります。環境問題と似てはいますが、全くその通りだろうと思います。労協も組合員のものですが、「社会からの預かりもの」「未来からの預かりもの」の意識で運営をしていくとき、その内容に普遍性とチャレンジが生まれるのでないでしょうか。

## 大失業時代、雇用不安に抗して

6・30「協同労働の協同組合法」早期制定をめざす市民集会

**大失業時代、雇用不安に抗して**

**「協同労働の協同組合法」早期制定をめざす市民集会**

働く人びと・市民の協同の力で  
就労の場を切りひらこう

自分たちの力、この地域に生かしたい

金子勝さん(慶応大 学教員)が講演

6月30日(土) 1時~5時  
JAホール(地下鉄大手町すぐ)

協同労働法制化市民会議  
(会長・大竹隆夫名誉教授)  
東京都北区中十条2-11-6 協同組合研究機関  
電 03-5963-5365 fax03-5963-5366 URL: http://cooperativelab.net/  
日本労働者協同組合連合会 電 03-5975-2150 fax03-5975-2152

6月30日(土) 1時~5時  
JAホール(地下鉄大手町すぐ)  
千代田区大手町1-8-3 JAビル9階

## 自分たちの力、この地域に生かしたい

## 働く人びと・市民の協同の力で 就労の場を切りひらこう

市民の皆さん!

「不良債権処理」「構造改革」で、大量倒産、大失業の時代が到来しようとしています。一生懸命働いていても、いつ会社をつぶされ、いつ首を切られるかわからない社会。しかし、こういう方向とはちがう道があるはずです。働くもの・市民が「雇う・雇われる」関係ではなく、自分の能力を生かし、地域社会に役立つ仕事を協同しておこしていく、というありかたです。

日本でも、二十年ほど前から、このとりくみが進んできました。誰もがこういうありかた・人間らしい労働を選択できるようにし、社会に意味あるものとして発展させるため、「協同労働の協同組合」(労働者協同組合)の法制化が求められています。

市民の皆さん!

この3月の国会質疑で「協同労働の協同組合法」の必要性が初めて語られました。この流れをより大きな流れにして、早期の法制化にはずみをつけてゆきたいと願っています。みなさんのご参加をよびかけます。

## 第1部 今日の雇用情勢と協同労働の協同組合の意義

大倒産・大失業時代の日本をどうする(金子勝氏)

IL0127号「協同組合勧告」と働くものの仕事おこしの協同組合

## 第2部 就労機会創出へ向けての政労使への提言

働く現場から(中小業者、タクシー、福祉、農業、教育など)

協同労働の協同組合法「法案要綱」の提案(法制化市民会議)

## 第3部 雇用不安の時代に、わが党はこうする

各党からの政策提言

参加者からの意見、訴え(「フリーター」、学生ら)

協同労働法制化市民会議役員

会長

大内 力(東京高齢協理事長、東大名誉

教授)

副会長

川村耕太郎(生活・福祉環境づくり21

専務理事)

石田静男(福岡高齢協理事長)

井口時彦(全農福岡経営委員長)

田中 学(大学生協連会長理事、東大名

誉教授)

中川雄一郎(協同総研理事長、明治大学

教授)

永戸祐三(日本労協連副理事長)

幹事

岩城雄作(センター事業団理事長)

薄井 寛(JA全中広報部部长)

大野清貴(大学生協連常務理事)

岡安喜三郎(前大学生協連副会長理事)

菅野正純(日本労協連理事長)

小橋暢之(パストラル社長、前JA全中

農政部長)

斉藤縣三(わっぱ企業組合理事長)他

相談役

勝部欣一(東京高齢協副理事長)

杉本時哉(日生協・労働金庫協会元役員)

関 英昭(青山学院大学教授、協同組合

学会副会長)

高柳 新(全日本医連会長)

原田純郎(全国労働組合共済連合会顧

問)他

## 「協同労働の協同組合」のアイデンティティ宣言

### 私たちがつくる協同組合（協同労働の協同組合の定義）

私たちは、人間らしく生き、働き、地域と社会をより良くすることを願って、「協同労働の協同組合」を共に作りあげる。協同労働の協同組合とは、働く人びと・市民が出資して事業をおこし、共同所有と民主的運営、協同労働を通じて、人と地域に役立つ仕事を発展させる協同組合である。

### 私たちがめざすもの（協同労働の協同組合の使命）

#### 《人間と労働が大切にされる社会の確立》

私たちは、人のいのちとくらしが大切にされ、自分の人生を自ら切り開いていくことが尊重される社会の実現を願って、すべての人が尊厳ある労働と公正な報酬を得られるよう、事業と活動を発展させる。

#### 《協同労働を通じた“よい仕事”の実現》

私たちは、働く人びとと土士の協同と学び合い、利用する人との共感・協同と、地域における人と人との協同が相互につながりあう「協同労働」を通じて、生命・生活・人生と、コミュニティの再生に役立つ“よい仕事”を不断に追求し、実現する。

#### 《働く人びと・市民が主人公となった新しい事業体の形成》

私たちはそのために、「働く人びと・市民が主人公となって、よい仕事を目的とし、そのために経営をしっかりと進め、コミュニティに貢献する新しい事業体をつくりだし、発展させる。

#### 《すべての人びとが協同し共生する「新しい福祉社会」の創造》

私たちは、そうした新しい働き方と事業・活動を通じて、すべての人が協同し共生し、福祉・環境・人権・平和が大切にされる地域コミュニティと日本社会、人類社会を創造する人びとの大きな歴史の歩みに参加する。

### 私たちの活動の基本（協同労働の協同組合の原則）

#### 第1原則《働く者・市民が主体的に仕事をおこし、“よい仕事”を発展させる（仕事おこしと“良い仕事”の原則）

- 1 私たちは、人と地域が必要とする仕事をみんなで見つけ出し、一人ひとりの能力や希望と結んで事業を計画し、自らの出資をはじめ、地域の人びとや公的セクターの協力も含めて、必要な資金を自分たちで集め、事業をおこし、仕事を拡大して、経営を発展させる。
- 2 組合員の話し合いと学び合いのなかで、労働と労働、労働と生活、労働と地域のつながりを見通し、思いやりを持ち、人としての総合的な能力を高める。「よい仕事」の目標と基準、その進め方を共有する。仕事を記録し、結果を自から評価し、あるいは組織的に評価して、その改善を検討する。そして、利用者や地域の人びととのコミュニケーションを通じて、その必要と願いを汲み取り、積極的な提案を行ない、協力も得ながら、“よい仕事”を発展させ、信頼できるパートナーに成長する。

#### 第2原則《すべての組合員が経営に参画し、働く者・市民の事業体を発展させる（「全組合員経営」と剰余金配分の原則）》 私たちは、「全組合員経営」を民主的な協同組合運営の基本にすえて、全員が出資し、組合の基本的な方針を定め、経営に参画する。

- 1 協同労働の協同組合で働く者は、雇用労働者でなく、組合員＝協同労働者となり、逆に組合員はそこで働くことを基本とし、「出資・経営・労働」を一体として進める。  
総会・総代会において年間の事業計画と予算などを、出資口数にかかわらず「一人一票」の原則に基づいて決定する。日常的にも、よい仕事の実行や、地域への働きかけと仕事拡大、経営の健全な維持と発展に参画して、事業の成果を組合員の意志によって配分し、事業のリスクもみんなで分かち合う。
- 2 協同組合の役員やリーダーを、基本的に組合員の中から選出し、その任務の実行に協力する。選ばれた役員やリーダーは、組合員の付託に応えて、経営と組織の現状を的確につかみ、組合員に情報を提供し、方針を提起し、話し合いと学び合い、組合員の活動を促進して、「全組合員経営」を発展させる。

3 事業に必要な資本を、自分たちで準備し、経営指標に従って健全経営をつらぬき、資金を積み立てて、協同組合を発展させる。

事業高の一定割合を、協同組合の存続・発展のために積み立てる。期末に剰余金が出た場合には、その一部を組合員の労働に応じて分配する。出資に対して分配する場合には、制限された割合でこれを行なう。なお剰余金がある場合には、これを組合員と地域の人びとのための「仕事おこし」学習研修「共済」の基金に配分する。

これらの積立金および基金は、働く人びとと市民の協同労働を発展させるために使われ続ける「不分割積立金」とし、協同組合存続中はもちろん、協同組合が解散する場合にも、組合員個人には分配せず、他の協同労働の協同組合ないしはその連合会に譲渡する。

**第3原則《コミュニティの発展に貢献し、市民による「新しい公共性」の創造に参画する（コミュニティへの貢献の原則）》** 私たちは、協同労働とその事業がコミュニティと不可分一体のものであることを自覚し、仕事と活動を通じて、「人と人のつながり」に根ざした「コミュニティの再生と発展」に貢献する。さらに市民が主人公となる「新しい公共性」の創造に参画する。

1 「地域生活と地域の経済社会の総合的な発展」の観点に立って、自らの事業を不断に発展させるとともに、剰余金の一定部分をコミュニティの発展のために還元する。

2 事業と活動を通じて、地域が抱える課題の解決に、働く人びと・市民が主体的に参画し、自治体や政府などの公的セクターがこれをサポートする、「新しい公共性」づくりに貢献する。

**第4原則《実践と学習を通じて「自立と協同と愛」の人間に成長し、その文化を地域と社会に広げる（人間発達の原則）》**

1 私たちは、協同労働の事業と活動や話し合い、交流、学習研修を通じて、「自立と協同と愛」の人間に成長し、人と地域を深く思いやり、自分の意見をしっかりと持ち、人の言うこともきちんとして受けとめながら、建設的な精神で仲間と共に仕事をやり遂げる。

2 労働を単純化・断片化し、働く人を使い捨てる流れに対して、人間と社会に対する見方を深め、科学的知識と専門技術、コミュニケーション能力とマネジメント能力を高めて、人と地域の必要に総合的に応えられる「新しい職能と専門性」を草の根から形成し、労働の新たな発展をめざす。

3 協同の生き方・働き方を、若者をはじめ、すべての市民に伝え、地域と社会に協同の文化を根づかせ、協同労働の協同組合を広げる。

**第5原則《単位協同組合・単位事業所の自立をつらぬきながら、地域的・全国的連帯を発展させる（自立と連帯の原則）》** 私たちは、組合員自治を高めて単位協同組合・単位事業所を自立的に発展させるとともに、

地域的・全国的に協同し連帯する。すなわち、働く人びと・市民による多様な事業分野の連帯を形成し、個々の事業所ではなしえないさまざまな協同の活動を進め、公共部門や民間企業部門、市民社会の他の諸組織に対して、協同労働の協同組合を統一的に代表し、働きかける。

**第6原則《すべての働く人びと・市民と共に「非営利・協同セクター」を形成する（非営利・協同セクター形成の原則）》** 私たちは、協同組合運動・市民運動・労働運動など、すべての働く人びと・市民の運動と大きく連帯して、「非営利・協同セクター」「社会的経済セクター」を形成・強化して、「人間のための経済」の実現に貢献する。

1 各種の協同組合との間に、「協同労働」の立場から提携を深めて、相互の発展を図る。同時に、生活者と働く人びとの双方の協同がコミュニティの発展のために結び合う「複合協同組合」を前進させ、協同組合運動の21世紀的なあり方をつくりだす。

2 各種の市民活動組織や、中小企業、商店街、医療・保健・福祉・自立支援などに取り組む人びとや専門家、および大学や研究機関との間に、地域ネットワークを広げ、事業と活動を通じて地域の課題の解決に取り組む。

3 失業やリストラに直面した労働者、仕事を求めるすべての人びとと連帯し、労働組合などと協同して、働く権利と公正な労働評価基準の再構築と労働の主体性と社会性の拡大、ならびに労働の尊厳の確立のために活動する。さらに「仕事をおこす権利」「よい仕事をする権利」を新たな市民権に高める。

**第7原則《人類的な危機に抗して、民衆のグローバルな連帯の活動に取り組む（人類的な連帯の原則）》** 私たちは、戦争と暴力、地球環境破壊、巨大多国籍企業と少数の豊かな国による資源の略奪、貧富の格差の拡大、カネの支配や孤立と競争をもたらす人間性の喪失に対して、グローバルな民衆の連帯をつくりだす。

1 つねに全地球的な視野と問題関心を持ち続け、情報ネットワークを活用して、グローバルな市民運動に参加する。

2 大量失業と人間の排除をもたらす「資本のグローバル化」に対し、「協同労働」を核とする「社会的経済」の世界的な発展を土台に、すべての人びとが協同し共生する「民衆のグローバル化」をめざして、アジアと世界の民衆と共に歩み続ける。